

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

潮田地域ケアプラザ

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

かつては京浜工業地帯の職工のまちとして賑わっていましたが、工場が撤退し、その跡地にマンションなどの大規模住宅も増えています。平地で交通の便も良い環境の地域です。地方出身者や外国籍をもつ方も多く、高齢化率も他の地域よりやや高く、5地区の平均が24.2%となっています（平成29年3月末現在）。

単身世帯や生活保護受給世帯も多い地区で、要援護世帯の増加に伴い、社会的孤立などの課題が浮上しています。また、状況が深刻になってからの相談も多く、自分からSOSを発信できずに困っている人たちが孤立せずに、安心して生活が続けられるようにすることが大きな課題であるため、次のような重点目標を掲げ取り組みます。

- 1 地域共生社会「我が事・丸ごと」の実現のため、地域情報の蓄積・分析を進め生活支援体制整備事業を核としての取組の継続。
- 2 住民同士の「支え合いの気持ち」を尊重した地域活動の推進。
- 3 職員一人ひとり能力を引き出し、チームワークを活かした人材育成。

(1)相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- 1 地域ケアプラザとして、高齢者・子育て・障害分野のあらゆる相談に応じられるように、5職種（生活支援コーディネーター、地域活動・交流コーディネーター、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等）が関係機関と連携し取り組みます。そのために、日常的な情報共有に加え、定期的なミーティング（以下、5職種会議）を行います。また、家族・支援者を支えるような相談対応を心掛けます。
- 2 地域が必要としている生活支援や介護予防の環境整備、更に孤立予防のための早期発見・早期対応が行えるよう、地域状況の把握及び分析を行い、抽出した地域課題等の解決に向けた取組を進めます。
- 3 地域住民が主催するサロン、茶話会等において、出前福祉講座を開催し、福祉保健に関する情報提供を行います。
- 4 総合相談から得られる個別課題を積み重ね、「地域ケア会議」や「生活支援体制整備事業の協議体」等を活用して地域課題を明らかにし必要な社会資源を考えます。そして、検討した内容を地域住民や関係者へフィードバックし、地域住民とともに協力してネットワークづくりに取り組んでいきます。

(2) 各事業の連携

- 1 各職種とも、積極的に地域との関係を築きながら、埋もれたニーズを把握します。その中で、日常的に地域の課題として把握・共有し、個別支援から地域支援まで幅広く対応出来るように、常に意識して取り組みます。
- 2 5職種会議を毎月定例で開催します。地域の情報の共有を行い、課題を整理し、地域支援の方向性を確認しながら事業推進を行います。
- 3 地域ケアプラザとして5部門（地域活動交流・地域包括・生活支援・居宅介護・通所介護）それぞれの専門性を活かしながら、定期的にミーティングを行い、お互いの事業や情報を常に共有するとともに、連携しながら事業を実施します。
- 4 個別支援だけでなく、各部門で把握している地域情報の集約を行い、地域支援計画を作成し、積極的に地域支援に結びつけます。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

- 1 法人の人材育成計画及び「求められる職員像」に基づき、職員一人ひとりの課題や目標に応じた人材育成に取り組みます。日常業務におけるOJTは基より、職員会議を活用するなどして施設内研修を行います。また、外部の研修にも積極的に参加し、参加した職員による伝達研修を行い、職員全体の資質向上に努めます。
- 2 法人として新人育成制度や主任制度を設け、職場内のメンタルケアも含めたチームでの職員育成を行います。
- 3 法人内で集計分析した事故報告を職員間で共有し、施設での事故防止に向けた検討・対応を行います。また、ヒヤリハット事例の抽出・共有を行い、事故や事故までには至らない潜在リスクの情報についても職員全体で共有・分析し、事故防止に活かします。
- 4 職員間の情報共有や連携強化を目的に各種会議を実施します。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- 1 連合町内会や地区社会福祉協議会（以下、地区社協）、地区民生委員児童委員協議会（以下、地区民児協）等の定例会や各地域事業に積極的に参加し顔の見える関係をつくります。地域包括ケアシステムについて普及啓発するとともに、個別の地域ケア会議の積み重ねから、地区単位の地域ケア会議開催に向けて検討します。
- 2 地域の関係機関との関係を深め地域包括ケアシステムのネットワークを強めていきます。
- 3 潮田海側ネットワーク（5地区社会福祉協議会会長・事務局長会議）を開催し、各地区の現状や課題解決の取り組みについて情報共有を行い、今後の展開に活かします。
- 4 施設利用の登録をしている団体を対象に連絡会を開催し、施設利用に関する意見聴取や、団体間の情報交換と交流を図ります。
- 5 区役所や区社協と共に協働し、関係作りを広げます。

(5) 区行政との協働

- 1 地域ケアプラザの相談者や利用者について、区役所高齢障害担当と日常的に情報を共有して協働で支援にあたるほか、定例の区・包括会議を活用し定期的に課題が複雑化しているケースなどの情報共有を図り、支援方針の検討を行って効果的な支援を実施していきます。
- 2 地域包括ケアシステム構築に向けて、地域の課題等について地域住民と支援者で共通理解を図るため、カンファレンスや地域ケア会議等を状況に合わせて、随時実施します。
- 3 「第3期 鶴見区地域福祉保健計画（以下、鶴見・あいねっと）」における地区別計画推進に向けて、区役所、鶴見区社会福祉協議会（以下、区社協）、公立保育園等と連携し、地域とともに課題解決に取り組みます。
- 4 介護予防や健康づくりを目的とした活動の場や機会づくりを区役所と協働で進めます。また、「よこはまウォーキングポイント」や「よこはま健康スタンプラリー」にも積極的に協力し、健康づくりの取組を推進していきます。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- 1 高齢者のみならず、子どもや障害者、外国籍の方々についても情報収集、課題分析を行い、地域ニーズの抽出を地域ケアプラザ全体で取り組み、地域性や地域ニーズに合わせた事業展開を目指します。
- 2 「鶴見・あいねっと」地区別計画の推進や地域の要望に沿った取り組みをケアプラザ全体、区役所や区社協、地域住民とともに進めます。
- 3 地域ケアプラザ自主事業から始まった「フレンド会」、「ふれあいサロン Port」、「配食活動」等の共催・後方支援事業について、活動ボランティアとの打ち合わせを必要に応じて行い、課題を把握し、活動を継続するためのサポートを行います。また、広報紙での活動紹介も積極的に行い、広く地域に周知することで、参加者の確保にも努めます。
- 4 子育て中の親子の居場所づくりを目的に、子育て事業を開催します。親子で一緒に楽しめる内容を企画し、地域の親子同士が交流を深める場を提供します。
- 5 地域の保育園や幼稚園、子育て支援等の活動をする団体との関係づくりを引き続き行い、交流を深めるよう努めます。また、区役所等の関係機関と連携し、育児支援イベントを実施することで、より専門的に育児に関する情報提供ができる機会を設けます。
- 6 区社協、区内地域ケアプラザと連携し、障害児余暇支援事業を実施します。また、障害児者に関する情報の収集や関係機関との関係づくりに努めます。
- 7 潮田交流プラザ3施設（潮田地域ケアプラザ・潮田地区センター・横浜市国際学生会館）のPRと地域住民との交流を目的として、潮田交流プラザ秋まつりを実施します。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- 1 新たな福祉保健活動団体が当施設を活動の場として利用していただけるよう、地域のサロンや会合で、地域ケアプラザの貸館について周知します。また、最新の空き状況や稼働率の低い夜間等の利用促進に向けて、広報紙を活用した周知等、工夫を検討します。
- 2 当施設を拠点として活動している団体の活動日や活動内容についてカレンダー方式でエントランスに大きく掲示するとともに、来館者が気軽に持ち帰ることができるよう、チラシを作成し、配架します。
- 3 利用登録団体や登録ボランティア同士の交流や活動の活性化を目的に、交流会を実施し、福祉保健活動団体同士で情報共有ができる場を提供します。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- 1 区ボランティアセンターや地域の福祉保健関係団体と連携し、地域人材の発掘・育成に取り組むとともに地域活動・ボランティア情報を提供する等、地域活動へ参加する風土づくりを進めます。
また、ボランティア募集の記事を広報紙等に掲載し、新たな担い手の発掘を行っていくとともに、ボランティアに関する情報を広く提供します。
- 2 既存のボランティアグループの活動が継続・拡充するよう引き続き支援します。
必要に応じて、ボランティア活動者の活動の振り返りや活動の方針を話し合う機会を設け、活動に対する意識の向上を図るきっかけづくりを行います。
- 3 各種ボランティアグループ等と連携し、ボランティア希望者の意向に合った活動をコーディネート出来るよう活動環境を整えます。
- 4 ボランティア活動に参加するきっかけ作りとして、「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」を開催します。また、既存のボランティア団体や高齢者サロン等の新たな担い手の確保と各団体の活動の活性化を目指します。
- 5 ボランティア同士の交流や情報交換の場としてボランティア交流会を開催します。また、ボランティア活動の際に役立つ情報・知識を提供します。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- 1 自治会町内会や地区社協、地区民児協、老人会、ボランティア団体等の会合や事業に積極的に関わりを持ち、活動状況を収集します。収集した情報は、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員、区社協と協同で作成している地域アセスメントシートに反映し、地域の実状を把握・分析するとともに、地域住民等とのかかわりや地区別計画の推進、個別の相談支援等に活かします。
- 2 広報紙「うしおダック」や本会ホームページにて、福祉保健活動や事業の周知を行い、最新の情報を提供します。広報紙は、読みやすい文字の大きさを心がけ、地域ケアプラザからの情報だけでなく地域活動を掲載するなど、読みやすく親しみやすい書面になるよう工夫して作成します。
配布にあたっては、自主事業の際に積極的に配布するほか、館内利用者やボランティア団体、その他地域の関係機関へ配布し、これまで以上に多くの方に情報が届くよう努めます。

- 3 施設内の情報掲示等は、施設の設置趣旨を鑑み、公共性・公益性に配慮します。可能な限り、利用者の目に入りやすい場所に掲示する等工夫し、情報提供に努めます。
- 4 団体同士の活動状況や情報交換、活動の活性化等を目的として、利用登録団体交流会を開催します。また、各団体から意見や情報を収集し、団体や地域の課題を抽出・分析し、団体の活動支援や地域支援へ繋がります。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- 1 地域住民等への事業周知を継続し、地域住民やその他の多様な主体とともに高齢者等が住み慣れた地域で長く豊かに暮らしていくための体制づくりを行います。
- 2 生活支援コーディネーター、地域活動・交流コーディネーター、地域包括支援センター職員のほか、地域ケアプラザの全職員が担当業務と地域支援を結びつけていけるよう意識の醸成を図り、地域ケアプラザ全体で事業推進します。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- 1 地域の実情や高齢者等のニーズ把握を目的に、さまざまな地域活動への参加を通して、担い手、または活動参加者から地域情報を収集します。また、把握した情報は地域活動・交流コーディネーター、地域包括支援センター職員等で常に共有し、地域支援計画やその振り返り、地域アセスメントシートの更新等を通して、自治会町内会単位の状況・課題分析を進めます。
- 2 地域アセスメントによる地域の傾向分析にもとづき、住民のニーズに対して不足しているまたは今後拡大が必要だと思われる活動等を抽出し、それらの活動の創出・拡充を目指した地域支援を継続します。

(3) 連携・協議の場

- 1 地域アセスメントの情報や地域ケア会議の開催によって得た地域課題（地域に新たに必要な活動または現在ある活動の発展に向けた課題等）の解決に向けて、住民や関係機関とともに検討する機会を設けます。
- 2 鶴見・あいねっとの推進等を通して地区社協や地区民児協、その他関係団体と連携し、共通した地域課題の抽出、それに対する協議の場を設け、地域の現状把握や課題解決に向けた取組を進めます。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- 1 地域課題等の解決に向け、商店街や飲食店、その他 NPO 法人や介護保険事業所、隣接するエリアの他地域ケアプラザ等と連携し、住民の生活圏域を意識した幅広い関係づくりに努めます。
- 2 区社協、区役所、区内地域ケアプラザ等とともに作成した専門職向けの地域活動・サービスリストを周知し、ケアマネジャー等高齢者支援の専門職に地域活動情報を提供します。また、それらの活動情報を随時更新し提供することで、小地域の生活支援・介護予防等の活動がエリア内全体に波及するよう支援します。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

①地域におけるネットワークの構築

- 1 地区民児協をはじめとする地域の会合に積極的に参加し、地域包括支援センターの相談窓口として周知するとともに、地域住民による要援護者の把握、見守り、必要に応じた地域包括支援センター等の相談窓口に関する連絡等、要援護者支援について協働できるよう関係構築に努めます。
また、老人会や地区社協行事等への出張講座を引き続き積極的に実施し、地域活動団体との日常的な関わりを通じてネットワークを拡充します。
- 2 総合相談への対応、ケアマネジャー支援や介護予防ケアマネジメントなど、地域包括支援センターの日常業務を通じて各事業者との連携を強めます。
また、エリア内のケアマネジャー連絡会や5地区民生委員・児童委員との交流会を開催し、要援護者支援に関わる関係者同士のネットワーク構築を図ります。
- 3 個別ケース地域ケア会議（年4回程度）、地域包括レベル地域ケア会議（年2回程度）を実施します。地域住民や関係機関の参加による検討を重ね、協働して要援護者支援を実践することで、地域の要援護者支援体制づくりを進めます。

②実態把握

- 1 エリア内の数的データ（人口構成、高齢者数、高齢化率、介護保険認定者数等の基礎的データ）と質的データ（個別相談の傾向、地域の会合で挙がる困りごとや地域ケア会議で課題に挙がること等）の収集・整理を行い、生活支援体制整備等の地域支援に活用します。
- 2 相談対応において、相談者から聞き取る相談内容だけでなく、相談者や対象者を取りまく環境（地域との関係性等）にも焦点をあて、個別ニーズを把握するとともに地域特性も把握するよう努めます。
- 3 地域の諸行事や高齢者のサロン、地区民児協定例会、保健活動推進員定例会等へ参加し、関係者から地域情報や個別ニーズを収集し、地域における様々な関係者とのネットワークを通じて地域の高齢者の生活状況等の把握に努めます。
- 4 地域アセスメントシートを用いて地域活動・交流コーディネーターや生活支援コーディネーター、区社協とともに地区毎の情報共有・課題整理を行います。
また、総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント等を通じて把握したニーズを生活支援コーディネーターへフィードバックする等、地域ケアプラザとしての地域支援に活かします。

③総合相談支援

- 1 地域の身近な相談窓口として、地域包括支援センター3職種（社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等）が連携して相談者の状況に応じた支援を総合的に行い、必要に応じて適切な関係機関や制度、事業等につなげます。支援策を検討するにあたり、職員間における日常的な情報共有・支援方針の検討に加え、区役所との月1回の定例会議や職場内での定例ミーティング等を通じて、多角的な視点で方向性の確認を行い、具体的な支援につなげます。
複雑かつ多様化した課題を抱えているケースについては、区役所や区社協、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業者、医療機関等、地域の関係者・関係機関と協働し、課題の解決に努めます。
- 2 相談者の状況により、ボランティアによる配食サービスや地域住民主体のサロン等の参加につなぐ等、生活支援コーディネーターや地域活動・交流コーディネーターと連携して対応します。
- 3 地域ケアプラザとして、高齢者・子育て・障害分野のあらゆる相談に応じられるように、所内5部門やその他関係機関と連携します。そのために、日常的な情報共有に加え、定期的なミーティングを行います。また、家族・支援者を支えるような相談対応を心掛けます。
- 4 地域が必要としている生活支援や介護予防の環境整備、更に孤立予防のための早期発見・早期対応が行えるよう、地域に出向き、地域状況の把握を行います。また、生活支援コーディネーターとともに、地域アセスメントシートを活用して情報を分析し、地域課題の抽出を行い、その解決に向けた取組を目指します。
- 5 住民の困りごと等をより早期に把握することができる民生委員・児童委員と当地域ケアプラザとの顔の見える関係づくりや必要な情報の提供、潮田5地区民児協間の意見交換等を目的に、民児協対象の講座を開催します。

（2）権利擁護業務

①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- 1 地域包括支援センターが成年後見制度等、高齢者の権利を守るための身近な相談窓口であることを地域のサロンや諸行事、出前講座等の場を通して地域住民に周知します。
- 2 消費者被害の防止を目的に、消費生活推進員等、地域の方の協力を得ながら、地域住民向けの出前講座や自主事業を検討します。また、広報紙等を活用して継続的に注意喚起します。
随時、区役所から情報提供がなされている振り込め詐欺等のチラシを施設内に掲示します。
- 3 鶴見区版エンディングノートのさらなる普及に向けて、地域に出向き、出前講座等を通して周知します。
- 4 意思決定に支障のある要援護者に対して、成年後見制度や任意後見制度、区社協が実施する権利擁護事業の活用等、区役所、区あんしんセンターと連携しながら支援します。また、必要に応じて申立書類一式の説明や、家裁における諸手続に関する情報提供、申し立て書類作成支援等を行います。

②高齢者虐待への対応

- 1 高齢者虐待の早期発見や予防・防止に向けた支援を行います。虐待や虐待と疑われる相談・通報があった場合は、区役所へ報告するとともに支援の方向性を共有し、区との役割分担に基づき、適切な支援につなげます。
- 2 日頃から地域住民や医療機関・居宅介護支援事業者等との連携を図り、地域包括支援センターに相談・通報しやすい関係づくりを行います。キーパーソンや関係者からの情報収集や訪問等を通じて、速やかに対象者の状況把握を行い、地域包括支援センター3職種それぞれの専門性を活かし、課題解決に向けた対応策を検討します。
- 3 サポートが必要な介護者に対して、「認知症介護者サロン in うしおだ」や、鶴見区介護者の会「おりづる会」等の情報提供を行い高齢者虐待防止につなげます。
- 4 高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業者等に対し、高齢者虐待の基礎的知識や緊急性の判断、早期発見、予防等の諸対応に関して情報提供する機会をつくります。

③認知症

- 1 地域住民が認知症を正しく理解できるように、地域住民にとって身近な町内会館等を会場にして「認知症サポーター養成講座」を開催します。
- 2 認知症理解に関する普及・啓発活動がより地域に根ざした活動となるよう、認知症キャラバン・メイトの発掘と育成に取り組みます。
- 3 認知症キャラバン・メイトの活動の活性化やスキルアップ等を目的として、エリア内のキャラバン・メイト連絡会を行います。
- 4 区役所ならびに鶴見区内地域包括支援センターと連携し、認知症キャラバン・メイト同士の連携、スキルアップに取り組みます。
- 5 認知症介護者支援として、「認知症介護者サロン in うしおだ」(月1回)の後方支援を継続します。また、総合相談をはじめとした業務の中で把握した介護者が必要に応じて参加できるよう支援します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- 1 地域包括支援センター担当エリア(5地区)の地区民児協等の会合に地域包括支援センター3職種と地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと連携・協力しながら参加し、住民主体の活動に関する情報収集・整理に努めます。その収集・整理した情報を地域のケアマネジャーがケアマネジメントに活かせるよう情報提供します。
- 2 ケアマネジャーのケアマネジメントをサポートするため、地域住民や関係機関等に対して介護保険制度の概要や介護予防の視点、ケアマネジャーの役割等について、地区民児協や出前講座等の場を活用して、引き続き周知します。

- 3 潮田地区で活動するケアマネジャーの連絡会や地域の民生委員との交流会を企画し、地域課題や個別ケース支援に関する意見交換を行い、関係団体とのネットワーク構築を目指します。
- 4 地域支援等に係る情報共有や検討のため、区役所、区社協との定例会議として多職種会議を毎月開催し、関係機関との連携強化を図ります。

②医療・介護の連携推進支援

- 1 地域ケアプラザ協力医の協力を得て、ケアマネジャーが気軽に担当利用者の医療・健康に関する相談ができるよう懇談会を定期開催します。
- 2 鶴見区内地域包括支援センター及び「つばさねっと」との共催で、医療ソーシャルワーカー等の医療機関関係者および介護事業者等とケアマネジャーとの連絡会を開催し、ネットワーク構築とよりよい連携推進を支援します。
- 3 地域の医療機関等を訪問し、地域包括支援センターとの顔の見える関係づくりに努め、相互の連携を深めます。
- 4 医療機関主催の学習会（うしおだ診療所症例検討会等）や「つるみ在宅ケアネットワーク」への定期的な出席を継続し、医療関係者との顔の見える関係づくりを行います。

③ケアマネジャー支援

- 1 ケアマネジャーからの個別相談や支援困難事例へのサポート等を3職種が連携・協働して対応していきます。対応が難しい事例等については、ケアマネジャーと同行訪問等を行い、行政や関係機関を含めたカンファレンスの開催を働きかけ、チームでの支援体制を構築していきます。
- 2 ケアマネジャー同士の連携推進を目指し、潮田地区居宅介護支援事業者連絡会を開催します。
- 3 鶴見区内地域包括支援センターとの共催で新任のケアマネジャー等に対する研修会を開催し、ケアマネジャーの質の向上を目指します。また、実習終了後も地域包括支援センターに相談しやすい関係が築けるよう努めます。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- 1 地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）に向けた検討や具体的な取り組みを通じて、多職種間の連携を図ります。
- 2 医療機関主催の学習会や「つるみ在宅ケアネットワーク」、「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修」への参加等を通じて、各分野における関係者との顔の見える関係づくりに努め、多職種ネットワークの構築を目指します。
- 3 連合町内会や地区社協、地区民児協等の地域会合に参加し、地域包括ケアシステムについて普及啓発するとともに、個別の地域ケア会議の積み重ねから、地区単位の地域ケア会議開催に向けて検討します。

- 4 潮田海側ネットワーク（5地区社協会長・事務局長会議）を活用して包括エリアの地域ケア会議を実施し、各地区の現状や課題解決の取り組みについて共有し、緩やかな見守りが行き届く地域づくりを目指します。

（5）介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- 1 平成30年4月に改正された介護保険制度を十分周知し、利用者の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを行い、現在している活動が継続できるような予防的視点を持って支援を行います。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業（略称：総合事業）がより浸透していくように、住民同士のつながりや地域のインフォーマルの支援等について情報を集め、高齢者自らがその能力を最大限に活かして住み慣れたこの地域でその人らしい生活が継続できるよう地域のケアマネジャーやサービス事業所とも協力してケアマネジメントを行います。
- 3 事業対象者へのケアマネジメントについては、区役所の看護師と協働して利用者が地域活動に参加できるよう支援を行います。

（6）一般介護予防事業

一般介護予防事業

- 1 エリア内の公園で実施されている元気づくりステーションをモデルとして、住民自らが介護予防を実践できる活動等の波及を目指し、区役所等と連携して地域支援を進めます。
- 2 潮田交流プラザ秋まつりや地域のイベント等を通じて、介護予防・健康づくりへの関心を高める場を設けるとともに、保健活動推進員等、地域の福祉保健関係者の協力を得て体力測定会を行います。
- 3 介護予防に関する地域への普及啓発ならびに人材確保を目的として、自治会町内会の協力を得て、各地区の保健活動推進員との顔の見える関係づくりのため保健活動推進員の会議に参加します。
- 4 地域のサロンや老人会、その他地域活動の場を活用し、区役所と連携して介護予防・健康づくりに関する普及啓発活動を行います。中でも、当地域ケアプラザの無料出張相談会から介護予防に資する活動へと発展したサロン（寛政さくら会等）については、参加者が今後も継続的に活動に取り組めるよう、活動の自主化を見据えた支援を継続します。
- 5 高齢化率の高い大型マンションにて、昨年度定例化した体操の活動の継続を目指し、区役所と連携した支援を継続するとともに、住民にとって身近な自治会館や集会所等を活用し、「ワックン体操」や「コグニサイズ」等を取り入れた、同様の活動が他の地域にも広がるよう働きかけを行います。

6 一般高齢者や事業対象者、要支援1・2の認定を受けた高齢者等に対して、介護予防の知識と実技を学ぶ機会の提供を目的として「Go!Go!健康講座」を上半期と下半期に1回ずつ開催します。

また、地域住民に関心の高い「認知症予防講座」を実施し、認知症への理解とその予防のための心身の健康づくりが実践できるよう講座を開催します。

7 地域のサロンや老人会等での出前講座を通じて、介護予防の普及啓発を行います。

その他

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

指定管理者として、公平で公正な施設管理を行います。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者までさまざまな市民が利用される施設です。快適・安全に安心して利用していただくため、環境美化に取組み、適切な施設管理を行います。

また、設備の管理について、日常点検、定期点検等により不具合箇所の早期発見に努め、併設の潮田地区センターや横浜市国際学生会館と連携しながら速やかに修繕等の対応を行います。なお、老朽化や急な故障等も考えられるため、その都度区役所と十分な協議を行い、適切に対応していきます。

イ 効率的な運営への取組について

地域ケアプラザの役割を果たせるよう、各部門の横断的な連携を密にとり、地域課題の共有化を図ると同時に、地域の関係機関・団体との役割分担や協働を図り事業に取り組んでいきます。また、限られた予算の中で適正な運営を行うため、職員一人ひとりが意識し、経費の削減、資源の有効活用を心掛けていきます。市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。備品・消耗品についても一括購入するなどして、経費の節減に努めていきます。

人員についても業務量と具体的業務手順を定期的に見直し、適正な配置を行います。

ウ 苦情受付体制について

法人の「苦情解決規則」及び「苦情解決規則に基づく苦情相談対応マニュアル」に沿って、苦情受付の体制を整えています。

受付担当者 → 実務責任者（所長） → 所管部長 → 苦情解決推進チーム → 総括責任者という流れにより苦情の解決にあたります。また、受け付けた苦情については、法人内で情報共有します。

苦情解決調整委員（第三者委員）として、法律・福祉・人権の各分野の方に依頼し、上記仕組みの中で対応が困難な場合に苦情解決に係わる助言をいただきながら、円滑な解決とサービスの改善に努めていきます。

また、法人全体の取組として「ご意見箱」を設置し、苦情だけではなく、様々なご意見・ご要望をいただける体制を整えています。苦情やご意見・ご要望については、利用者の方からの貴重な意見として真摯に受け止め、職員で共有しサービス向上につなげていきます。さらに、法人内の他施設の苦情等についても所長会等で共有し、法人全体で業務改善につなげていく取組を行っています。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

施設内事故や防犯、地震や津波などの防災等、緊急時の対応マニュアルを整備し、万が一の事故発生に備えます。事故発生時には、施設内、法人内、潮田地区センター、横浜市国際学生会館並びに行政と速やかに連絡が取れるよう体制を整えています。

災害時特別避難場所としての役割を認識し、災害時の備蓄物資を適正に保管し、人員の確保、役割の執行が行えるよう、行政と連携して体制整備を行います。また、災害発生時の職員招集に備え、参集訓練を行います。

火災・地震等の災害を想定した避難訓練を、潮田交流プラザ3施設の協働により適正（2回以上）に実施することで、緊急時に対応できる組織体制の維持に努めていきます。

オ 事故防止への取組について

運営施設の事故報告だけでなく、法人全体における事故報告を集計分析するとともに、法人内の所長会等で報告された内容について職員間で共有します。その結果を受けて、施設で事故の分析や再発防止に向けた検討・対応を行い、事故防止に役立てます。また、ヒヤリハット事例の抽出・共有を行い、事故や事故までには至らない潜在リスクの情報についても職員全体で共有・分析し、事故防止に活かします。

施設内の感染予防の取組として、館内に手指用の消毒液を設置して、来館者の衛生や感染症予防に配慮します。また、通所介護利用者についても利用時の手洗い・うがいを励行します。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び法人の「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の保有する個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の保護に努めます。

職員には、法人及び施設において個人情報保護に関する研修を実施し、意識啓発並びに体制整備を行い個人情報の保護に努めます。朝・夕のミーティングの際に、業務前後のチェックリストに基づき、個人情報の適正な取扱いを職員が意識できるよう確認します。

法人の取組については、本会ホームページに掲載し、各施設においては「個人情報取扱業務概要説明書」を窓口に整備しています。

キ 情報公開への取組について

法人の「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の保有する情報の公開に関する規程」に基づき情報の公開を行います。

また、法人の情報や予算・決算・事業内容等をホームページに掲載すると同時に、来館者が閲覧できるよう窓口に整備しています。

施設の事業については、広報紙を活用したり、地域の会合や行事等に出向いて、積極的に周知を行います。

ク 人権啓発への取組について

人権およびプライバシーへの配慮に関する意識醸成に向けて、年度当初の職員全体会議において研修を実施します。また、人権問題について、社会福祉従事者として、自らの人権感覚を磨くために、様々な観点から理解を深める事を目的に実施される法人基幹研修や横浜市主催の人権研修等に積極的に参加するとともに、伝達研修により参加職員から他職員へその内容等を伝達することで、職員全体の意識向上に取り組みます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

横浜市が提唱する「ヨコハマ3R夢」に基づき、引き続き、ごみの少量化、再資源化に努めます。業務で使用するコピー用紙についても、リサイクルペーパーなどエコ商品を積極的に購入します。

年間を通して不要時の消灯や事務機器等の電源を細めに切る等、省エネに取り組みます。特に夏季においては、クールビズ運動を法人全体で実施し（5/1～10/31）、室内温度を28度に設定し軽装にて業務を行うとともに、節電に努めます（ただし、利用者の身体状況等により適切な温度の設定をする場合があります）。事務所側の窓にゴーヤ等のグリーンカーテンを作成したり、通所介護のお風呂の残り湯を活用した「打ち水」を実施します。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

管理者 1名（常勤兼務）
 主任ケアマネジャー 1名（常勤兼務）
 社会福祉士 2名（常勤兼務）
 看護師 1名（常勤兼務）
 介護支援専門員 2名（非常勤専従）

《目標》

要支援1・2と認定された地域の高齢者に対し、本人ができることはできる限り行うことを基本とし、利用者の「したい」「なりたい」を実現することを目標としたケアプラン作成に努めます。また、利用者がその目標に納得し、選択できるよう丁寧な説明と情報提供を行い、利用者が「自ら」「主体的に」健康増進や介護予防に取り組むことができるよう支援します。

また、委託契約を結んでいる居宅介護支援事業所との連携及び支援を行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●利用者の負担金はありません。
 （ただし介護保険料滞納の場合は、負担が発生します。）

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 1 利用者の意思を尊重し心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができることを目標に介護予防サービス計画を作成します。
- 2 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整し、常に利用者の立場で公正中立な介護予防サービス計画を作成します。
- 3 介護支援専門員等の資質向上を図るため、採用時研修（採用後6か月以内）、定期研修（年1回以上）等の機会を設け、業務態勢を整備します。
 また、委託先の介護支援専門員への研修等も企画していきます

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
235	235	235	235	235	235
10月	11月	12月	1月	2月	3月
235	235	235	235	235	235

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名（常勤兼務）
 介護支援専門員 4名（常勤兼務 1名 非常勤専任 3名）

《目標》

「個々のニーズに沿ったサービス計画を作成し、誰もが安心して自分らしく在宅生活を送れるように支援します。」

- 1 利用者の意思を尊重し心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）ができることを目標に居宅サービス計画書を作成します。
- 2 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービス提供されるように調整し、常に利用者の立場で公正中立な居宅サービス計画を作成します。
- 3 介護支援専門員等の資質向上を図るため、採用時研修（採用後6ヶ月以内）定期研修（年1回以上）等の機会を設け、業務体制を整備します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 利用者の負担金はありません。
 （ただし介護保険料滞納の場合は、負担が発生します。）
- 担当者が、サービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その利用した公共交通機関の運賃実費の負担をお願いする場合があります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 1 適時にケアマネジャーの空き情報を提供し、新規申込みを受け入れます。
- 2 地域の最も身近な課題を把握する重要な役割があることを自覚して業務を行います。具体的には、利用者・家族・近隣等からの相談を受ける中から把握した個別の課題から地域課題につながることもあるので、地域包括支援センターや生活支援整備事業との連携を図ります。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
135	136	137	138	139	140
10月	11月	12月	1月	2月	3月
141	142	143	144	145	145

● 通所介護

《提供するサービス内容》

住み慣れた地域で、生き活きと暮らしていただけるよう、利用者一人ひとりが「地域の生活者」であることを意識して、より自立した生活を送れるようなサービスを提供します。

- ①生活指導（相談援助）
- ②機能訓練（日常動作訓練）
- ③口腔機能向上サービス
- ④介護サービス
- ⑤健康状態の確認
- ⑥送迎
- ⑦給食
- ⑧入浴

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要介護1）	599円
（要介護2）	708円
（要介護3）	816円
（要介護4）	926円
（要介護5）	1,034円

● 食費負担 750円（おやつ代含む）

● 入浴加算 54円

● 体制強化加算Ⅱ 7円

● 中重度ケア体制加算 49円

● 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位に1000分の59を乗じた単位数

● 通常のレクリエーション以外に行う特別な(各自が希望する個別)プログラム等 実費

● 2割負担分

（要介護1）	1,197円
（要介護2）	1,415円
（要介護3）	1,632円
（要介護4）	1,851円
（要介護5）	2,067円

● 食費負担 750円（おやつ代含む）

● 入浴加算 108円

● 体制強化加算Ⅱ 13円

● 中重度ケア体制加算 97円

● 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位に1000分の59を乗じた単位数

● 通常のレクリエーション以外に行う特別な(各自が希望する個別)プログラム等 実費

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 10:15 ~ 15:20 ※年末年始（12月29日～1月3日）は休業

《職員体制》

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	一元的に業務を管理します。	1名（常勤）
生活相談員	利用者等からの相談に応じ、利用申込の調整や通所介護計画を作成します。	3名 （常勤3名）
看護職員	利用者の健康状態を把握し、ご家族に対し介護方法の指導等を行います。	7名 （非常勤7名）
介護職員	入浴、食事及び排泄等の介護を行い、事業所への送迎を行います。	12名 （常勤3名+非常勤9名）
機能訓練指導員	看護職員が兼務し、医療的な立場から機能訓練のプログラムを作成し、利用者に対し必要な指導を行います。	7名 （非常勤7名）
運転員	安全運転で、利用者のご自宅～事業所の送迎を行います。	4名 （非常勤4名）

《目標》

- 1 利用者の可能性を大切に、「できる」が継続できるように、更には、「今までよりできた」につなぐことができる支援を目指します。
- 2 職員の持つ知識や技術を地域住民向けの出前講座等を通じて、地域支援に役立てるよう、努めます。
- 3 専門職として、状況を理解する力、課題に対応する力を養うため、知識や技術の向上に努めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 1 施設内の厨房にて、調理員が心を込めて昼食とおやつを作っています。季節の食材を使用した、出来たてのお食事をお楽しみいただけます。また、月に数回、イベント食があり、各地の郷土料理や季節にちなんだメニューも楽しみの一つです。
- 2 午後のプログラムでは、大人数・少人数それぞれで行うゲーム等のプログラムを用意し、好きな活動をしているグループを利用者自身に選択していただきます。また、共通プログラムとして、カラオケ大会や、地域で活躍されるボランティアの方々による演奏会（大正琴、ミュージックベル、ハーモニカ等）や歌謡ショー、ミュージカルなど定期的に開催し、お楽しみいただく事もあります。
- 3 月に一度、入浴サービスを主としたプログラムの行事日を設け、既存の利用者だけでなく、利用日以外の利用者の参加も広く募っています。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
390	403	390	403	403	390
10月	11月	12月	1月	2月	3月
403	390	364	364	364	403

● 第1号通所事業

《提供するサービス内容》

住み慣れた地域で、生き生きと暮らしていただけるよう、利用者一人ひとりが「地域の生活者」であることを意識して、より自立した生活を送れるようなサービスを提供します。

● 具体的な内容

- ①生活指導（相談援助）
- ②機能訓練（日常動作訓練）
- ③口腔機能向上サービス
- ④介護サービス
- ⑤健康状態の確認
- ⑥送迎
- ⑦給食
- ⑧入浴

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要支援1）	月額	1,766円
（要支援2 ※週1回程度）	月額	1,766円
（要支援2 ※週2回程度）	月額	3,621円

● 食費負担 750円（おやつ代含む）

● 体制強化加算Ⅱ

（要支援1）	月額	26円
（要支援2）	月額	52円

● 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位に1000分の59を乗じた単位数

● 通常のレクリエーション以外に行う特別な(各自が希望する個別)プログラム等 実費

● 2割負担分

（要支援1）	月額	3,531円
（要支援2 ※週1回程度）	月額	3,531円
（要支援2 ※週2回程度）	月額	7,241円

● 食費負担 750円（おやつ代含む）

● 体制強化加算Ⅱ

（要支援1）	月額	52円
（要支援2）	月額	103円

● 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位に1000分の59を乗じた単位数

● 通常のレクリエーション以外に行う特別な(各自が希望する個別)プログラム等 実費

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 10:15 ~ 15:20 ※年末年始（12月29日～1月3日）は休業日

《職員体制》

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	一元的に業務を管理します。	1名（常勤）
生活相談員	利用者等からの相談に応じ、利用申込の調整や通所介護計画を作成します。	3名 （常勤3名）
看護職員	利用者の健康状態を把握し、ご家族に対し介護方法の指導等を行います。	7名 （非常勤7名）
介護職員	入浴、食事及び排泄等の介護を行い、事業所への送迎を行います。	12名 （常勤3名+非常勤9名）
機能訓練指導員	看護職員が兼務し、医療的な立場から機能訓練のプログラムを作成し、利用者に対し必要な指導を行います。	7名 （非常勤7名）
運転員	安全運転で、利用者のご自宅～事業所の送迎を行います。	4名 （非常勤4名）

《目標》

- 1 利用者の可能性を大切に、「できる」が継続できるように、更には、「今までよりできた」につなぐことができる支援を目指します。
- 2 職員の持つ知識や技術を地域住民向けの出前講座等を通じて、地域支援に役立てよう、努めます。
- 3 専門職として、状況を理解する力、課題に対応する力を養うため、知識や技術の向上に努めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 1 施設内の厨房にて、調理員が心を込めて昼食とおやつを作っています。季節の食材を使用した、出来たてのお食事をお楽しみいただけます。また、月に数回、イベント食があり、各地の郷土料理や季節にちなんだメニューも楽しみの一つです。
- 2 午後のプログラムでは、大人数・少人数それぞれで行うゲーム等のプログラムを用意し、好きな活動をしているグループを利用者自身に選択していただきます。また、共通プログラムとして、カラオケ大会や、地域で活躍されるボランティアの方々による演奏会（大正琴、ミュージックベル、ハーモニカ等）や歌謡ショー、ミュージカルなど定期的に開催し、お楽しみいただく事もあります。
- 3 月に一度、入浴サービスを主としたプログラムの行事日を設け、既存の利用者だけでなく、利用日以外の利用者の参加も広く募っています。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
12	12	12	12	12	12
10月	11月	12月	1月	2月	3月
12	12	12	12	12	12

平成30年度「潮田地域ケアプラザ」
収支予算書及び報告書(一般会計)＜地域活動＞

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	18,204,980		18,204,980	18,204,980	0	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当 事業	0		0	0	0	
自主事業収入			0		0	
雑入	0		0	0	0	
印刷代	0		0	0	0	
自動販売機手数料			0	0	0	
駐車場利用料金収入			0	0	0	
その他(指定管理料充当)	0		0	0	0	
その他(施設使用料相当額 法人負担分)	1,977,500		1,977,500	1,977,500	0	
その他(提案時控除 法人負担分)	30,000		30,000	30,000	0	
収入合計	20,212,480	0	20,212,480	20,212,480	0	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	11,756,000		11,756,000	0	11,756,000	
本俸	9,000,000		9,000,000	0	9,000,000	
社会保険料	900,000		900,000	0	900,000	
手当計	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
健康診断費	30,000		30,000	0	30,000	
勤労者福祉共済掛金	20,000		20,000	0	20,000	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	806,000		806,000	0	806,000	
その他	0		0	0	0	
事務費	2,334,000		2,334,000	0	2,334,000	
旅費	20,000		20,000	0	20,000	
消耗品費	200,000		200,000	0	200,000	
会議随費	0		0	0	0	
印刷製本費	140,000		140,000	0	140,000	
通信費	220,000		220,000	0	220,000	
使用料及び賃借料	0		0	0	0	
横浜市への支払分			0	0	0	
その他			0	0	0	
備品購入費	65,000		65,000	0	65,000	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	60,000		60,000	0	60,000	
職員等研修費	10,000		10,000	0	10,000	
振込手数料	5,000		5,000	0	5,000	
リース料	1,400,000		1,400,000	0	1,400,000	
手数料	44,000		44,000	0	44,000	
地域協力費	170,000		170,000	0	170,000	
その他	0		0	0	0	
事業費	369,000		369,000	0	327,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	予算-指定額
指定管理料充当 事業	327,000		327,000	0	327,000	
管理費	4,813,000		4,813,000	0	3,358,000	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	予算-指定額
光熱水費	1,455,000		0	0	0	
電気料金			0	0	0	
ガス料金			0	0	0	
水道料金			0	0	0	
清掃費	1,500,000		1,500,000	0	1,500,000	
修繕費	474,000		474,000	0	474,000	予算-指定額
機械整備費	45,000		45,000	0	45,000	
設備保全費	506,000		506,000	0	506,000	
空調衛生設備保守	300,000		300,000	0	300,000	
消防設備保守	35,000		35,000	0	35,000	
電気設備保守	18,000		18,000	0	18,000	
害虫駆除清掃保守	10,000		10,000	0	10,000	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	143,000		143,000	0	143,000	
共益費	750,000		750,000	0	750,000	
その他	83,000		83,000	0	83,000	
公租公課	940,480	0	940,480	0	940,480	
事業所税			0	0	0	
消費税	940,480		940,480	0	940,480	
印紙税			0	0	0	
その他()			0	0	0	
事務経費(計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分			0	0	0	
当該施設分			0	0	0	
二一対対応費			0	0	0	
支出合計	20,212,480	0	20,212,480	0	18,715,480	
差引	0	0	0	20,212,480	18,715,480	

自主事業費収入	0		0	0	0	
自主事業費支出	0		0	0	0	
自主事業収支	0	0	0	0	0	→自主事業(指定管理料充当の自主事業)費

管理許可・目的外使用許可収入	0		0		0	駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人収入
管理許可・目的外使用許可支出	0		0		0	使用料(横浜市への支払等)
管理許可・目的外使用許可収支	0		0		0	

平成30年度「瀬田地域ケアプラザ」
収支予算書及び報告書(特別会計)

(税込、単位：円)

収入の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料(包括)	29,717,000		29,717,000		29,717,000	横浜市より
指定管理料(介護予防)	151,000		151,000		151,000	横浜市より
指定管理料(生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当事業(包括)	1,384,000		1,384,000		1,384,000	
指定管理料充当事業(介護予防)	0		0		0	
指定管理料充当事業(生活支援)	0		0		0	
自主事業収入			0		0	
雑入	0	0	0		0	
印刷代	0		0		0	
自動販売機手数料	0		0	0	0	
駐車場利用料収入	0		0	0	0	
その他(指定管理充当)	0		0		0	
その他(提案時控除 法人負担分)			0	0	0	
収入合計	37,041,000	0	37,041,000	0	37,041,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	32,689,000	0	32,689,000	0	32,689,000	
本俸	29,000,000		29,000,000		29,000,000	
社会保険料	700,000		700,000		700,000	
手当計	2,270,000		2,270,000		2,270,000	
健康診断費	74,000		74,000		74,000	
勤労者福祉共済掛金	76,000		76,000		76,000	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	569,000		569,000		569,000	
その他	0		0		0	
事務費	1,882,000	0	1,882,000	0	1,882,000	
旅費	200,000		200,000		200,000	
消耗品費	230,000		230,000		230,000	
会議贈い費	0		0		0	
印刷製本費	230,000		230,000		230,000	
通信費	500,000		500,000		500,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0				0	
その他	0			0	0	
備品購入費	239,000		239,000		239,000	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	50,000		50,000		50,000	
職員等研修費	42,000		42,000		42,000	
振込手数料	54,000		54,000		54,000	
リース料	227,000		227,000		227,000	
手数料	60,000		60,000		60,000	
地域協力費	50,000		50,000		50,000	
その他	0		0		0	
事業費	1,190,000	0	1,190,000	0	1,190,000	
協力医	630,000		630,000		630,000	予算:指定額
指定管理料充当自主事業(包括)	100,000		100,000		100,000	
指定管理料充当自主事業(介護予防)	151,000		151,000		151,000	
指定管理料充当自主事業(生活支援)	309,000		309,000		309,000	予算:指定額
管理費	1,280,000	0	1,280,000	0	1,280,000	
建築物・建築設備点検			0		0	予算:指定額
光熱水費	500,000	0	500,000		500,000	
電気料金			0		0	
ガス料金			0		0	
水道料金			0		0	
清掃費	396,000		396,000		396,000	
修繕費	126,000		126,000		126,000	予算:指定額
機械警備費	16,000		16,000		16,000	
設備保全費	108,000	0	108,000	0	108,000	
空調衛生設備保守	53,000		53,000		53,000	
消防設備保守	10,000		10,000		10,000	
電気設備保守	5,000		5,000		5,000	
害虫駆除清掃保守	2,000		2,000		2,000	
駐車場設備保全費	0		0		0	
その他保全費	38,000		38,000		38,000	
共益費	134,000		134,000		134,000	
その他	0		0		0	
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税			0		0	
消費税	0		0		0	
印紙税			0		0	
その他()			0		0	
事務経費(計算根拠を説明欄に記)	0	0	0	0	0	
本部分			0		0	
当該施設分			0		0	
二一ス対応費			0		0	
支出合計	37,041,000	0	37,041,000	0	37,041,000	
差引	0	0	0	0	0	

平成 30年度 地域ケアプラザ収支予算書及び報告書<介護保険事業分>

施設名:潮田地域ケアプラザ

平成30年4月1日~平成31年3月31日
(単位:千円)

	科目	介護予防支援			居宅介護支援			通所介護			予防通所介護・第1号通所介護		
		予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算	決算	差引
収入	介護保険収入	7386000		7386000	22202000		22202000	74746000		74746000			0
	その他	7386000	0	7386000	1667000	0	1667000	135000	0	135000	0	0	0
	介護予防ケアマネジメント費	7386000		7386000			0			0			0
	事業・負担金収入	0		0	1667000		1667000	5000		5000			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
		収入合計(A)	14772000	0	14772000	23869000		23869000	74881000		74881000	0	0
支出	人件費	6156000		6156000	18370000		18370000	43558000		43558000			0
	事務費	36000		36000	91000		91000	471000		471000			0
	事業費	312000		312000	898000		898000	9798000		9798000			0
	管理費			0	220000		220000	12600000		12600000			0
	その他	6104000	0	6104000	547000	0	547000	2985000	0	2985000	0	0	0
	利用者負担軽減額			0			0			0			0
	消費税			0			0			0			0
	介護予防プラン委託料	6104000		6104000			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
	支出合計(B)	12608000	0	12608000	20126000	0	20126000	69412000	0	69412000	0	0	0
	収支(A)-(B)	2164000	0	2164000	3743000	0	3743000	5469000	0	5469000	0	0	0

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。